

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年9月9日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇（〇〇と〇〇）の間で、〇〇でバーベキュー営業するに当たり、申請したH28年度から現在までの飲食業許可の関係書類一式」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年9月24日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「食品衛生法第52条第1項に基づく営業許可申請について（〇〇と〇〇～〇〇）」（以下「本件公文書」という。）と特定した上で、条例第8条第1号及び第2号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年9月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和元年12月2日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（食品衛生上の検査書類及び調理した後の廃液等の検査証）がない。又、〇〇で営業する際に飲食販売で調理した場合の健康証明書を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

本件請求内容から、実施機関は、公開文書の特定に当たり、南部総合県民局地域創生部＜阿南庁舎＞県民生活担当を介し、審査請求人に営業所所在地の確認を行い、「〇〇」が、平成２８年度から令和元年９月９日までの間に、「徳島市〇〇」を営業所所在地として申請した食品衛生法に基づく営業許可申請に係る文書と特定し、本件処分を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、審査請求書において、「県は、あるべき書類（食品衛生上の検査書類及び調理した後の廃液等の検査証）がない。又、〇〇で営業する際に、飲食販売で調理した場合の健康証明書を出せ。」と、本件公文書以外に他に文書が存在する旨主張している。

しかし、食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５２条第１項の規定により食品衛生管理者の設置を必要としない業種の営業許可申請処理事務を行うに当たって必要な文書は以下のとおりである。

- ・営業許可申請書（新規・継続）
- ・審査表
- ・有効期間査定基準（ただし、営業形態によっては不要となる場合もある。）
- ・構造設備の概要
- ・食品衛生責任者設置（変更）届
- ・食品衛生責任者が次の資格を有する場合は、その資格を証する書類
栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士又は食
法第48条第6項各号に掲げる者：資格を有し、又は課程を修了したこ
とを証明する書面
食品衛生責任者養成講習会の受講修了者：受講修了証の写し
徳島県保健所の長が食品衛生責任者養成講習会と同等以上と認める講習会
修了者：受講修了証の写し
- ・営業設備の概要（施設の平面図）
- ・付近見取図

以上の文書は本件処分において、条例第8条第1号及び第2号に該当すると判断される情報が記載された部分を除いて全て公開している。

一方、審査請求人のいう「食品衛生上の検査書類」については、食品衛生法に基づく営業許可申請の関係文書として、上記文書以外には、実施機関は保有していない。

また、「調理した後の廃液等の検査証」及び「水上で営業する際に、飲食販売で調理した場合の健康証明書」については、いずれも食品衛生法に基づく営業許可申請を行うに当たって必要な文書ではないため、実施機関は保有していない。

よって、本件請求内容を勘案すれば、実施機関の文書の特定に、不合理な点があるとはいえない。

以上のとおり、実施機関は、本件請求に対して、適正に処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年 1 2 月 2 日	諮問
令和 7 年 1 月 2 7 日 第 2 部会（第 1 9 回）	審議
同 年 2 月 1 8 日 第 2 部会（第 2 0 回）	審議

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、食品衛生法上の検査書類及び調理した後の廃液等の検査証がなく、〇〇で営業する際に飲食販売で調理した場合の健康証明書を出せと主張しており、公文書の特定については争いはないが、特定した公文書の不足を主張していると認められることから、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関は弁明書において、審査請求人が存在を主張している文書について、食品衛生法に基づく営業許可申請を行うに当たって必要な文書ではないため、保有していないと主張している。

食品衛生法第 5 2 条に、食品店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、食品衛生法施行規則第 6 7 条に、許可を受ける際に都道府県知事に提出する資料は、申請者の住所、氏名及び生年月日、営業所所在地、営業所の名称、屋号又は商号、営業の種類、営業設備の概要が記載された申請書並びに営業設備の構造を記載した図面と規定されている。

審査請求人の主張する文書は営業許可申請に際して必要とされておらず、その他に当該文書を必要とする規定も確認できなかった。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	